

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免基準

### (1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第一号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とする。なお、いずれの基準にも該当する場合は、①を適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 全部
  
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第一号被保険者

#### 【要件】

- i 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- ii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること。

#### 【減免額の算定】

【表1】で算出した第一号保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額  $((A \times B / C) \times d)$

#### 【減免額の計算式】

対象保険料額 $(A \times B / C)$	×	減額又は免除の割合 d	=	保険料減免額
------------------------------	---	----------------	---	--------

#### 【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A：当該第一号被保険者の保険料額
B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合（d）
200 万円以下であるとき	全部
200 万円を超えるとき	10分の8

（注）事業等の廃止や失業の場合には、前年度の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(2) 減免の対象となる第一号被保険料

減免の対象となる第一号被保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものとする。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料とする。